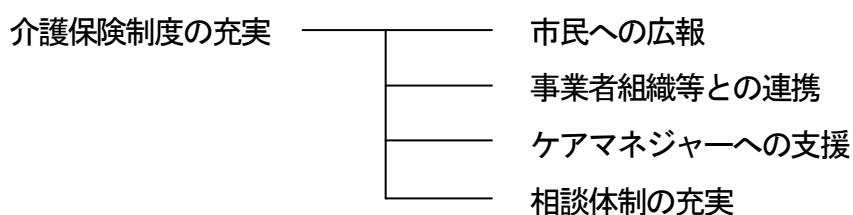


第3章 保健福祉の環境整備

第1節 介護保険制度の充実

介護保険制度をより充実させるため、重点課題として設定した「介護保険サービスの質の確保・向上」に向けて、市民への広報、事業者組織との連携、介護支援専門員への支援に取り組むとともに、介護保険制度全般にわたる質的な充実への要望に応えるため、相談体制の充実に努めます。

<施策の体系>



1 市民への広報

市民に広く介護保険制度、保健福祉サービスの広報を行うとともに、介護を必要とする高齢者やその家族が、高齢者の意思を尊重した、適切なサービスを受けることができるよう、介護保険サービス事業者及び保健福祉サービスに関する情報を提供していきます。

- (1) 広報紙を活用し、最新の情報を市民に届けます。
- (2) パンフレットを作成し、配布します。
- (3) 被保険者証等の発行に際し、周知を行います。
- (4) 地域や団体の集会に参加するほか、説明会を実施します。
- (5) インターネット等、多様な媒体による広報を行います。

2 事業者組織等との連携

介護保険制度では、民間企業を含めた様々な事業者がサービスを提供します。質の高いサービスを提供するためには、事業者の積極的な参入を促すとともに、サービス提供事業者間の情報交換などの連携や研修等により、介護従事者の資質の向上を図ることが必要となります。地域包括支援センターが中心となって、居宅介護支援事業所を有する法人等で組織する長生郡市介護サービス事業者協議会を支援し、介護保険制度等に関する最新の情報を提供するなど、事業者組織との連携を通して介護保険サービスの質の向上を図ります。

さらに、介護保険と各種事業の調整を図るため、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、茂原市社会福祉協議会、茂原市民生委員児童委員協議会、指定居宅介護支援事業者、千葉県国民健康保険団体連合会をはじめ、関係団体等との連携を図り、適切な利用を促進するような支援体制づくりに努めます。

3 ケアマネジャーへの支援

居宅サービス計画を作成するケアマネジャーは、居宅サービスの要となるものであり、介護保険サービスの質の向上を図るため、地域包括支援センターを中心に支援に努めます。

- (1) 長生郡市サービス事業者協議会を通じて、居宅介護支援事業者間、ケアマネジャー間の情報交換、交流、連携を支援するとともに、サービス内容やサービスを提供する事業者に関する情報など、介護保険外のサービスも含めた幅広い情報を提供していきます。
- (2) 居宅介護支援事業者に所属するケアマネジャーに対して、相談、個別指導、活動支援、ケアプラン点検等を行うとともに、介護サービス計画の作成、サービスの仲介や実施、状況把握・評価等に関する研修会を開催し、地域のケアマネジャー同士の連携及び地域の実情に応じた支援に努め、資質の向上を図ります。

4 相談体制の充実

介護保険制度運営上の各種相談等については、適切な判断の下、迅速に対応していくことが求められています。そのためには、市及び地域包括支援センターの窓口における相談体制の充実が必要です。例えば、サービス利用に関する苦情などの場合には、法令の規定や千葉県が作成した「介護保険に係る相談・苦情対応マニュアル」等に基づき、利用者やサービス事業者から事情を聞き、問題点を整理したうえで、必要に応じてサービス事業者に対して指導・助言をすることにより、速やかに事態の改善を図っていきます。

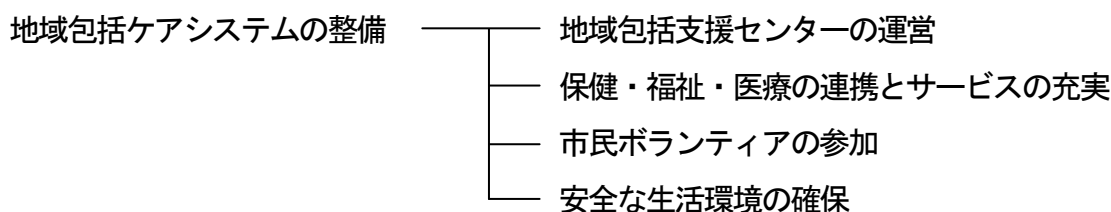
また、窓口で解決できないサービスに関する苦情等の問題については、千葉県国民健康保険団体連合会へ、保険給付や要介護認定、保険料等に関する不服については、千葉県介護保険審査会へ取り次ぐこととし、関係機関と連携を図りながら迅速かつ適切な対応ができるような体制づくりに努めます。

第2節 地域包括ケアシステムの整備

高齢者の多くは長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。できる限り要介護状態にならないような予防対策から、高齢者が介護や生活支援の必要な状態になっても、状態に応じた介護や医療など様々なサービスが提供され、安心して生活が続けられるよう、高齢者を地域全体で支える体制が求められます。

また、介護保険サービスや保健福祉サービスの充実に当たっては、様々なサービス事業者や関係機関などが、それぞれの役割を分担し、お互いに連携しながら、利用する市民に対し、身近な地域で必要な支援を十分に提供できるよう総合的な地域包括ケアシステムを整備していく必要があります。

<施策の体系>



1 地域包括支援センターの運営

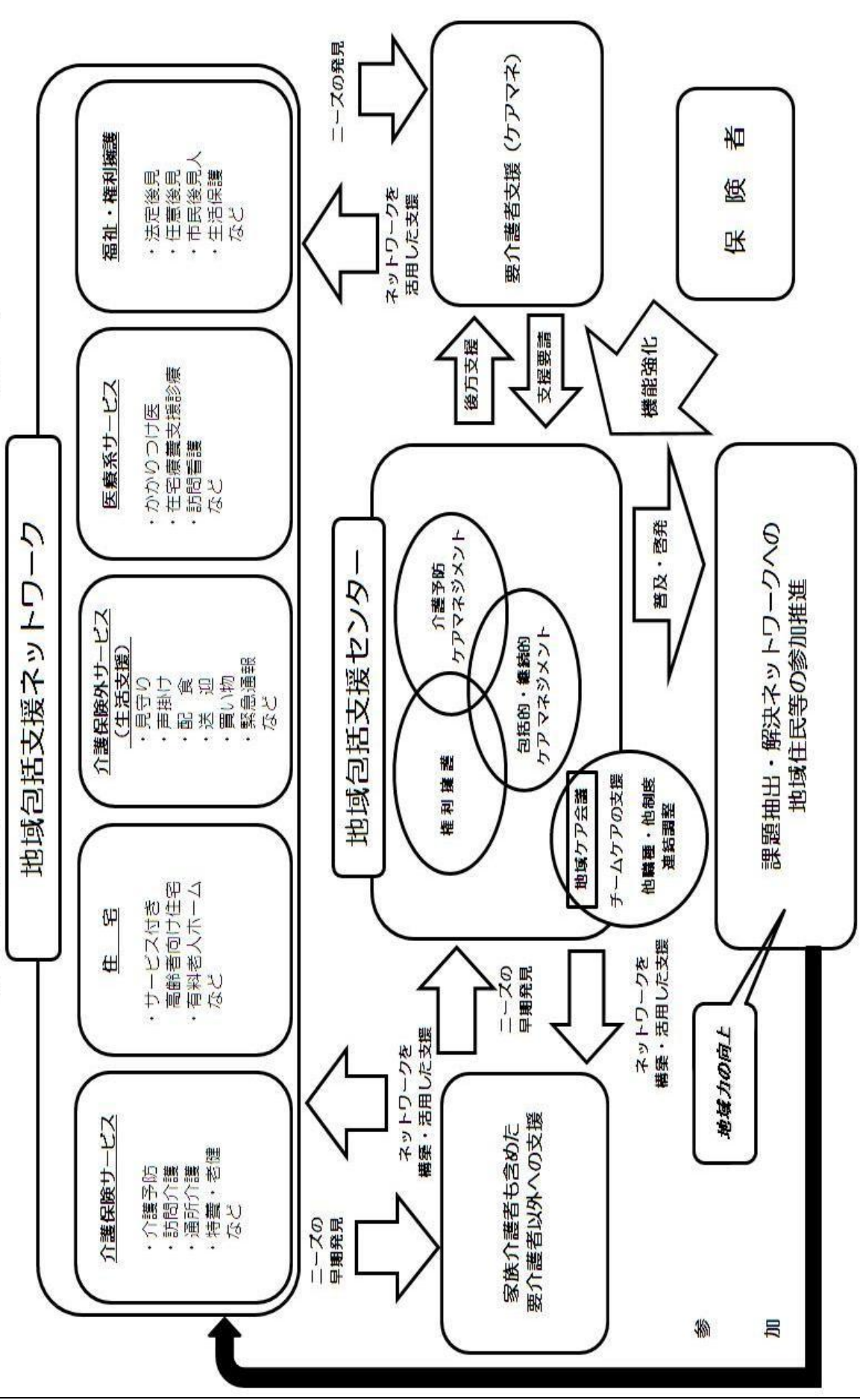
すべての高齢者及び家族が、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすためには、介護だけでなく生活全般の支援において、生活圏域での住民相互の支え合いを基本とした地域包括ケアシステムを構築していくことが重要です。

その体制の中核的役割をなす地域包括支援センターは、地域に根差した支援体制の整備を進めていくために、地域住民にとって身近な存在でなければなりません。そのため、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置し、地域の住民や関係機関、介護サービス事業者などと連携を深め、地域ケア会議等を通して地域のニーズを把握し、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の連携強化と質の向上、生活に必要な援助、支援を包括的に行っていきます。

(1) 運営

地域包括支援センターは現在、市の直営により運営されていますが、今後日常生活圏域ごとに1か所ずつ設置していきます。運営に当たっては、被保険者や利用者の代表、医療や福祉の関係者などを構成メンバーとして市が設置する地域包括支援センター運営協議会を通して、センターの適切かつ円滑な運営を確認していきます。

《地域包括ケアシステムの構築》



(2) 業務内容

地域包括支援センターでは、以下の業務を基本的に行います。

- ア 介護予防事業及び予防給付に関するケアマネジメント業務
- イ 地域におけるネットワークを活用した高齢者の実態把握や虐待への対応などを
含む総合的な相談支援及び権利擁護業務
- ウ 地域のケアマネジャーへの日常的個別指導・相談や困難事例等への指導・助言
及び医療機関を含めた関係機関との地域ケア会議の開催などの包括的・継続的
なケアマネジメント支援業務

2 保健・福祉・医療の連携とサービスの充実

高齢者の生活を支援していくためには、介護保険を含めた保健・福祉・医療の関係機関が相互に情報交換やサービス調整を行える環境を整え、地域における各分野を越えた連携により、専門的なサービスが有機的に提供されるような体制づくりが必要になります。

また、介護保険外のサービスや地域の住民グループなどが行うサービスなどの活用も図りながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援していきます。

(1) 医師会等保健医療団体との連携

高齢者が地域において安心して暮らしていけるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会など保健医療関係団体と相互に連携を図り、介護保険制度の円滑な運用や、適切な保健医療サービスの提供に努めます。

(2) 保健センターとの連携

市民の健康保持及び増進を目的として設立された保健センターと相互に連携を図ることで、センターで実施している高齢者の健康づくり事業への参加、栄養指導及び歯科指導などを活用し介護予防につながるよう努めます。

(3) 保健所との連携

難病や精神障害のある方が高齢になっても地域において安心して暮らしていけるよう連携を図り、協働して支援できるよう努めます。

(4) 地域の福祉関係団体との連携

民生委員児童委員をはじめとして、各種福祉関係団体との連携を強化し、市民が抱える様々な福祉課題の解決に努めます。

(5) 社会福祉協議会との連携

少子高齢化、核家族化の進む地域社会において、自分たちの住んでいる地域を自分たちの力で明るく住み良いまちにするために、市内 13 地区に設置されている地区社会福祉協議会を中心に、敬老行事、世代間交流などの様々な活動を展開する「ふれあい・いきいきサロン事業」を実施しています。

この事業は、子どもから高齢者までを対象に、生きがいつくりや介護予防、伝統文化の継承、世代間交流など、地域で気軽に集まれる場として、地域福祉活動のひとつとして定着していますが、参加者の固定化などの問題があり、今後は事業内容の工夫に努めます。

また、地区社会福祉協議会が、地域住民による福祉活動組織としての役割が発揮できるように、茂原市社会福祉協議会によって、地域福祉フォーラムの開催に努めます。

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の活動状況 (実施している地区社会福祉協議会の数)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
設置数	13	13	13	13
食事サービス	13	13	13	13
高齢者の集い/敬老祝賀会	12	12	12	12
独居老人訪問	13	13	13	13
寝たきり老人等訪問	13	13	13	13
地域福祉大会	4	4	4	4
地区交流運動会	2	2	2	2
はがき訪問	2	2	2	2
ふれあいサロン	13	13	13	13

資料：社会福祉協議会

(6) 権利擁護等関係機関との連携

成年後見センターなどの関係機関と連携を図り高齢者の方の支援を行うと共に、円滑な事業の推進に努めます。また、社会福祉協議会広域後見支援センターと連携を図り、高齢者に適切なサービスを提供できるよう努めていきます。

3 市民ボランティアの参加

(1) 活動促進に向けた考え方

これからの地域福祉を向上させるためには、高齢者、障害者、子育てや家族の介護で不安を抱えている人など、私たちの身の回りにいる何らかの支援を必要とする人の存在に気づき、ともに支えあっていくことがますます必要となっています。

地域福祉は、これまでのように一部の市民だけで実現するものではなく、市民同士がお互いを気遣い、見守り、必要に応じて支えていく仕組みを多くの市民の

参画を得て実現していくことが求められています。

そのためには、市民一人ひとりが福祉に対する関心を持ち、支援を必要とする人をはじめ、市民がお互いに理解し合っていくことが重要です。

地域福祉の実現には、一部の福祉関係の専門機関だけではなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保健、医療、建設、商工業に携わる様々な専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

地域福祉への理解を一層深め、ボランティア活動を育成し、その裾野を広げていくことが重要であり、特に、退職や高齢期を迎える団塊の世代が、地域活動の担い手として積極的にボランティア活動へ参画できるよう努めます。

(2) ボランティア活動の促進

茂原市社会福祉協議会では、平成3年からボランティア活動に関する市民の理解と関心を深め、組織的な活動を育成するため、ボランティアセンターを設置して取り組んできましたが、参加者が高年齢層に偏るなどの課題があります。

このため、仕事をしている人など、時間的な制限のある人が参加できるプログラムづくりとともに、活動に関する情報提供の充実や幅広い人たちが参加できるメニューを企画します。

活動状況

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	1,320	1,313	1,252	1,379
団体数	61	59	59	61
個人	26	39	59	56

資料：社会福祉協議会

ア ボランティアセンターの充実

茂原市社会福祉協議会では、ボランティア活動に関する問い合わせや相談、活動の斡旋を行うボランティアセンターやボランティアコーディネーターの充実を図るとともに、広報紙、ホームページ、パンフレット、掲示板等を利用して、活動への参加の啓発、活動内容の紹介や募集情報の提供を行います。

イ ボランティア活動への支援

茂原市社会福祉協議会では、安心して活動ができるように、ボランティア保険への加入を促進します。

ウ 新たな活動メニューの開発

茂原市社会福祉協議会では、ボランティアが活動できる場や新たな分野の開拓に取り組みます。

エ ボランティア団体間の連携

茂原市社会福祉協議会では、市内のボランティア団体間の連携を促進し、ボランティア連絡協議会の事務局運営と支援を行っていきます。

4 安全な生活環境の確保

すべての高齢者が、安心して快適に暮らせるように、住宅環境の整備や公園、道路、公共施設での高齢者に配慮した生活環境の整備、そして安全確保の仕組みづくりを行います。

(1) 住宅環境の整備

住宅は生活の基盤であるため、高齢者が生涯にわたって住みなれた地域のなかで暮らせるような安心できる住宅環境の整備が必要となります。

そのため、公営住宅の整備にあたっては、高齢者の暮らしやすさにも配慮した住宅環境の整備に努めます。

一般の住宅については、高齢者が暮らしやすくするためにパンフレット等により、手すりの設置や段差解消、車いす介護等に配慮したバリアフリー仕様の普及・啓発に努めます。また、住宅改修についての指導や相談が気軽にできるよう、庁内の相談体制を確立するとともに、建築関連団体や民間ボランティア団体等との連携による相談体制づくりに努めます。

また、必要な情報が在宅でも得られるようなネットワークづくりに努めます。

(2) 生活環境の整備

市の総合計画では、バリアフリーの推進が重視されています。公共的建築物や道路、公共交通機関、公園等のバリアフリー化に努めるとともに、民間事業所等にも理解を求め、高齢者等に配慮したまちづくりを進めることにより、安全で暮らしやすく、高齢者等が社会に参加しやすい環境づくりに努めます。

このためには、歩道や公園、公民館等の公共施設についても、高齢者等が利用しやすい環境とすることが必要となります。

そのため、公共施設をはじめとして、地域の活動拠点である集会所等の出入口のスロープ化、段差の解消、手すりの設置等の整備に努めます。

道路についても段差の解消やスロープ化を行い、安全で快適な道路歩行空間の確保に努めます。また、歩行に支障をきたすような自転車、荷物等の放置を防止するとともに、交通安全教室を開催するなど、一般市民に対する啓発を行い、高齢者等が安心して外出できるような環境づくりに努めます。

また、防災上、高齢者等の安全確保対策について、自治会、自主防災組織等の住民組織を中心として、地域ぐるみの支援体制づくりに努めます。

(3) 安全の確保

高齢者の安全確保を重視し、日常生活を安心して過ごすことができるような仕組みづくりを行います。

ア 緊急通報システムや徘徊高齢者を地域で見守る取組みなど、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で生活している方のための緊急対応体制を整備します。

イ 災害時要援護者避難支援プランにおける対象者について担当課に情報提供を行うと共に、大規模地震等が発生した場合の支援体制づくりについて協力をしていきます。

ウ 地域のボランティアによる日常的な安否の確認や認知症の方を地域で見守る「茂原市ほっとみまもり運動」など、見守り体制づくりに努めます。

(4) 生活の場の確保

疾患など様々な理由により在宅での生活が困難となった場合、介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護、ケアハウス、有料老人ホーム等といった日常生活を送れる場所の情報を提供します。

資料編

1 茂原市介護保険運営協議会

(1) 茂原市介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市介護保険条例（平成12年茂原市条例第5号）第13条第2項の規定により茂原市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、分析、評価等に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (3) その他介護保険事業の適切かつ円滑な運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福祉部高齢者支援課に置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

この規則は、平成16年4月16日から施行する。

この規則は、平成18年1月5日から施行する。

この規則は、平成18年8月25日から施行する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成24年7月1日から施行する。

別表（第3条）

茂原市介護保険運営協議会委員名簿

学識経験者	茂原市教育委員会委員
保健医療関係者	茂原市長生郡医師会 茂原市長生郡歯科医師会 茂原市長生郡薬業会 千葉県看護協会 長生健康福祉センター
福祉関係者	介護保険施設 茂原市社会福祉協議会 茂原市民生委員児童委員協議会
被保険者代表	茂原市自治会長連合会 茂原市連合婦人会 茂原商工会議所 茂原市保健委員会
費用負担関係者	医療保険者
議会関係	茂原市議会

(2) 茂原市介護保険運営協議会委員名簿

平成24年3月現在

	氏名	役職
学識経験者	齋藤 晟	茂原市教育委員会 教育委員
保健医療関係者	鈴木 秋彦 山倉 久史 岡本 元朗 藤枝 純子 飛田野 剛	茂原市長生郡医師会 茂原市長生郡歯科医師会 会長 茂原市長生郡薬剤師会 会長 千葉県看護協会 長夷地区部会長 長生健康福祉センター 地域保健福祉課長
福祉関係者	林 正彦 ◎大原 亘 石渡 正路	社会福祉法人長生共楽園 理事長 茂原市社会福祉協議会 会長 茂原市民生委員児童委員協議会 副会長
被保険者代表	○嶋崎 義光 内山 はる 片岡 光代 伊吹 ユリ子 田辺 美和子	茂原市自治会長連合会 副会長 茂原市長寿クラブ連合会 茂原市連合婦人会 会長 茂原商工会議所 女性会顧問 茂原市保健委員会
費用負担関係者	鈴木 秀幸	双葉電子健康保険組合 常務理事
議会関係	ますだ よしお	茂原市議会 議員

◎は会長、○は副会長

2 茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

(1) 茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法第20条の8の規定による茂原市高齢者保健福祉計画並びに介護保険法第117条の規定による茂原市介護保険事業計画（以下「計画」という。）を円滑に作成するため、茂原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所要事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画作成に係る重要事項の審議に関すること。
- (2) 計画作成に係る各部課間の総合調整に関すること。
- (3) その他計画の作成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉部長をもって充て、委員会を主宰する。
- 3 副会長は、福祉部次長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長を議長とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉部高齢者支援課及び市民部健康管理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年12月1日から施行する。

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条）

会長	福祉部長	
副会長	福祉部次長	
委員	総務部	総務課長 職員課長
	企画財政部	企画政策課長 財政課長
	市民部	生活課長 国保年金課長 健康管理課長
	福祉部	社会福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 子育て支援課長
	経済環境部	農政課長
	都市建設部	土木建設課長
	教育委員会	教育総務課長
	茂原市社会福祉協議会	事務局長

3 用語解説

NGO

Non Governmental Organization の頭文字をとったもの。直訳すると「非政府組織」であり、政府間の協定によらずに創立された、民間の国際協力機構。

NPO

Non-Profit Organization の頭文字をとったもの。直訳すると「非営利組織」であり、株式会社や有限会社などの営利企業や、公的機関である行政とは異なるもので、営利を目的とせず、かつ民間組織であって公益のための事業を行う団体の総称。

NPO 法人

特定非営利活動促進法（NPO 法）により、法人格を付与されたボランティア団体や市民団体などの法人。

介護福祉士

身体上若しくは、精神上の障害があること又は、環境上の理由により日常生活に支障のある方に、入浴、排せつ、その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う専門職。

介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画圏域連絡協議会

介護保険事業支援計画・高齢者保健福祉計画の円滑な作成及び推進を図るため、千葉県が設置したものであり、圏域における計画作成にあたっての協議及び調整、計画の推進に必要な情報交換等を行う協議会。

ケアマネジメント

介護を必要とする方の心身の状況や意向等を踏まえ、その人が自らの機能や能力を最大限に活かして生活できるように介護サービスの利用計画をつくること。

作業療法士

身体的又は精神的な障害のある方が、主体的な生活を送ることができるようにするため、諸機能の回復・維持、開発を促す作業活動を用いて治療・訓練、指導を行う専門職。

社会福祉士

身体上若しくは精神上の障害があること、又は環境上の理由により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う専門職。地域包括支援センターにおいては、地域の高齢者の実態把握、総合的な相談支援業務及び権利擁護の業務を主として担当する。

主任ケアマネジャー

地域包括支援センターにおいて、介護サービス計画の作成など介護サービス全般を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う専門職。

中核地域生活支援センター

「健康福祉千葉方式」の対象者を横断的に取組む手法として、生活支援・相談・権利擁護の面から実践する全国初のセンター。対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に 24 時間・365 日体制で応じるとともに、速やかに適切な機関への連絡・調整等の必要な活動を行っている。県内では広域福祉圏毎に 1 か所、合計 14 か所設置されている。

日常生活圏域

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域（日常生活圏域）で継続して生活できるよう、第 3 期介護保険事業計画から圏域設定が導入され、第 4 期及び第 5 期介護保険事業計画においても、同圏域を設定している。

バリアフリー

高齢者や障害者が生活していく上での障害（バリア）をなくすこと。階段などの段差解消のためのスロープ化など。

マスメディア

大衆に呼びかける手段あるいは媒体。ラジオ・テレビ・新聞・雑誌等をいう。

マルチメディア

混合媒体。芸術的展示や教育の場でテープ・映画・レコード・写真・スライドなどの多数のメディア（媒体）を組み合わせる用いること。

理学療法士

身体的な障害のある方が、主体的な生活を送ることができるようにするため、身体的機能の回復・維持のための治療・訓練、指導を行う専門職。

WAM NET

社会福祉・医療事業団が構築した、福祉・保健・介護関連の情報を提供するための総合的な情報ネットワークシステム。指定事業者情報など介護保険関連の情報提供も行っている。

茂原市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

平成24年3月

発行：茂原市

〒297-8511 千葉県茂原市道表1

TEL 0475-23-2111 (代表)

編集：茂原市福祉部高齢者支援課・市民部健康管理課
